マンガでわかる共済イロイロ

教えて！共済さん⑲

組合員証（保険証）を持たずに病院にかかったとき

医療費を立て替えたとき

療養費（被扶養者の場合は「家族療養費」）

旅先で急病になったときなど、組合員証等を提出せずに医療機関で治療を受けた場合、立て替えた保険診療分の金額については、共済組合に申請して払戻しを受けられる。

⚠「療養費」を含め、短期給付の請求時効は2年です。お早めに手続きを行うよう、ご注意ください。

組合員証・組合員被扶養者証の紛失・盗難に遭ったとき

提出書類　組合員証等再交付（返納不能）申請書

- 組合員証・組合員被扶養者証を紛失したときや盗難に遭ったときは、すみやかに勤務先の共済事務担当課にて再交付申請を行ってください。
- 破損や経年劣化によって記載内容が不鮮明となっている場合は、医療機関を受診する際に支障が生じるおそれがありますので、破損・汚損がある組合員証等を添付のうえ、再交付申請を行ってください。

書類のダウンロードは共済組合ホームページ《各種手続き》からできます。

共済組合いしかわ　検索